

第 24 回和光市駅北口土地区画整理審議会 会議録

平成 26 年 10 月 31 日（金）

駅北口土地区画整理事業事務所 会議室

第 24 回 和 光 市 駅 北 口 土 地 区 画 整 理 審 議 会			
開 催 日	平成 26 年 10 月 31 日 (金)	開会時間	14 時 15 分
会 場	駅北口土地区画整理事業事務所	閉会時間	15 時 10 分
委員の出欠	出席	欠席	事務局
	1 番 石田 良子 2 番 永戸 章義 3 番 井口 末男 4 番 富岡 征四郎 5 番 大橋 利喜夫 6 番 金子 正義 7 番 柳下 浩一 8 番 齊藤 秀雄 9 番 本橋 喬 10 番 小島 英彦		市長 松本 武洋 建設部長 田中 義久 次長 天野 圭太 駅北口土地区画整理事業事務所 所長 榎本 一彦 主幹 永野 淳 所長補佐 庄 克典 所長補佐 入谷 学 傍聴者 4 名
議 案	(1) 議案第 1 号 会長及び会長代理の選出について (2) 議案第 2 号 議席の決定について		

ただいまより、第 24 回和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会を開催いたします。本日は、改選後初めての審議会となりますので、しばらくの間、駅北口土地区画整理事務所の司会が、進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお本日、4 名の方から傍聴の申し出がございますが、審議会議事運営規則第 6 条により会議は公開としていること。また、本日の審議内容につきましては非公開とすべき事項がないため、招集者である施行者の判断により傍聴を認めさせていただきます。ご意見、ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

司会(榎本)

ありがとうございます。

異議なしの声を頂きましたので、傍聴を認めたいと思います。それでは、傍聴の方に入場していただきます。

(傍聴者入場)

司会(榎本)

傍聴者の皆様方をお願いを申し上げます。傍聴証の裏面に記載しております心得を

遵守して頂いて、傍聴くださるようお願い申し上げます。

それでは開会にあたりまして、和光市長から挨拶を申し上げます。宜しくお願いします。

松本市長

それでは、ここから審議会ということで、改めましてご挨拶を申し上げます。本日はご多用の中、審議会委員の皆様にはお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、本審議会開催前には当選証書及び委嘱書の付与式にご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

この度、第2期となる和光市駅北口土地区画整理審議会委員について、去る10月19日に選挙期日を定めまして、立候補者が選挙されるべき委員の数を超えなかったことから選挙は行わず、宅地所有者から選出される委員7名、そして、借地権者から選出される委員1名の計8名が当選をされました。その結果、第2期審議会委員の構成は、第1期に引き続きお受け頂きます委員と、新たに1名の方が委員となりました。皆様方におかれましては、ご就任誠におめでとうございます。

また、学識経験者の委員であります金子様並びに小島様にも、引き続きお引きお受けいただきまして、心から御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

委員の皆様方には、今後5年間という長期の任期となりますが、是非とも審議会の委員としての職務の中で、様々なご意見、ご議論をいただきまして、公正で円滑な審議をお進めいただきますよう、お願いを申し上げます。

さて、和光市駅北口土地区画整理事業でございますが、昨年の8月に仮換地指定を実施し、本格的に補償業務及び工事を進めているところでございます。現在、次年度の平成27年度に向け、引き続き厳しい財政状況の中ではございますが、第四次総合振興計画基本構想に位置づけた77施策のうち8施策を重点施策として、予算編成を進めているところでございます。本事業は、和光市としてのリーディングプロジェクトでありますことから、その最重点施策として位置づけておりまして、駅北口の抱えている課題を一日も早く解決し、将来に向けて人々が生活しやすく、安全で、安心な、そして快適で健全な市街地の整備を継続して推進して参る次第でございます。改めて今後とも皆様方のご協力、ご理解をお願い申し上げます。

本日は、第24回和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会の開催となりますが、改選後の第1回目の審議会となりますので「会長及び会長代理の選出」と「議席の決定」をお願いしたいと存じます。よろしくようお願い申し上げます。

司会(榎本)

ありがとうございました。

なお、市長でございますが、この後公務を控えておりますので、ここで退席させていただきます。お願い申し上げます。ありがとうございました。

松本市長
司会(榎本)

それでは、宜しく願い申し上げます。

会議に入ります前に、本日配布しております資料の確認をさせていただきたいと思
います。まず、本日の次第が1ページ目にあると思います。それから、資料1としま
して、審議会委員名簿、続いて資料2、審議会の役割、資料3で審議会議事運営規則、
資料4で、審議会傍聴要領、資料5で、駅北口土地区画整理事業施行規程でございま
す。

よろしいですか。

続きまして、出席者の紹介をさせていただきたいと思います。

まず初めに、委員の方々の紹介をさせていただきます。選挙により選出されました委
員の皆様方におかれましては、自己紹介でお願いしたいと存じます。なお、配布して
おります委員名簿は、立候補届け出順となっております。その名簿順に、仮議席1番
となります大橋委員から順次、仮議席8番の永戸委員までお願いしたいと存じます。
ではまず1番、大橋委員さんから自己紹介をお願いしたいと思います。

大橋委員
井口委員
石田委員
齋藤委員
富岡委員
柳下委員
本橋委員
永戸委員

大橋 利喜夫です。宜しく願いいたします。

井口と申します。宜しく願いいたします。

石田です。女性が一人もいない中、がんばりますので、宜しく願いいたします。

齋藤と申します。宜しく願いいたします。

富岡です。宜しく願いいたします。

柳下です。宜しく願いいたします。

本橋です。宜しく願いいたします。

7名の方は、名簿にあるように土地所有者の代表ですね。私に限り借地権の代表で、
前回に引き続きとなります。宜しく願いいたします。

司会(榎本)

はい。ありがとうございました。

それでは次に、土地区画整理法第58条第3項及び施行規程第10条第3項の規定
により、学識経験を有するものから選任いたしました委員2名の方を、建設部長から、
ご紹介させていただきます。よろしく願いいたします。

田中建設部長

では、私の方からご紹介させていただきます。初めに金子様をご紹介いたします。金子
様は和光市に在住で、埼玉県庁に奉職され、住宅都市部長を歴任。ご退職後は、吉川
駅南特定土地区画整理審議会委員、さいたま市新都心土地区画整理審議会会長、そし
て、現在は、草加市三郷中央一体型特定土地区画整理審議会委員、和光市都市計画審
議会委員など、幅広くご活躍をされており豊富な経験と都市計画の専門的知識、区画
整理事業への理解と深い識見をお持ちの方でございます。

次に小島様をご紹介いたします。小島様は板橋区在住で、和光市役所に奉職され、
市民環境部長、建設部長を歴任。土地区画整理事業への理解と深い識見をお持ちの方

で、現在、行政書士としてご活躍されております。

以上お二人には、第1期に引き続きお願いを申し上げたものでございます。宜しくお願いいたします。

司会(榎本) それでは、学識経験委員のお二人から自己紹介をお願いしたいと存じます。金子委員からお願いいたします。

金子委員 ただいま、ご紹介いただきました金子でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

司会(榎本) 続いて、小島委員お願いいたします。

小島委員 小島 英彦です。宜しくお願いいたします。

司会(榎本) ありがとうございます。

次に、市職員の紹介をさせていただきます。まず建設部長から、お願いいたします。

田中建設部長 申し遅れましたが、建設部長の田中です。どうぞ、宜しくお願いいたします。

天野建設部次長 建設部次長天野でございます。宜しくお願いいたします。

事務局 駅北口事務所の永野と申します。宜しくお願い申しいたします。

庄と申します。宜しくお願いいたします。

入谷と申します。宜しくお願いいたします。

最後になりますが、司会を努めさせていただいております、榎本でございます。

田中建設部長 駅北口区画整理事務所の職員体制としましては、工事担当の小川、安藤、尾形。それから、補償担当の小林及び補償業務専門員の末永。それと換地担当の鈴木の10名の体制で進めて参ります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

司会(榎本) 以上を持ちまして、市事務局職員の紹介を終わらせていただきます。

続きまして、本日の日程につきましてご説明をいたします。お手元の次第に沿って進めて参りますが、まず、配布しております資料をご説明いたします。

次に、次第2議案1号の会長が選任されるまでの間の進行役として、座長を指名させていただきます。

次に、議案2に進みます。名簿により仮議席とさせていただいておりますが、抽選により議席番号を決定いたします。これで、本日の会議が終了となります。よろしくお願ひします。

それでは、お手元の資料について順次ご説明をいたします。

事務局(入谷) それでは、お手元の資料の資料2 土地区画整理審議会の役割、資料3 審議会議事運営規則、資料4 審議会傍聴要領につきましてご説明をいたします。

第1期に引き続き再任されました委員の方につきましては、当初第1回の審議会におきましてご説明しており、同じ内容になりますが、再確認ということでお聞きいただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、資料2についてご説明をいたします。

まず1番が審議会の概要になります。

(1)が設置の根拠になりまして、県や市などの公共団体施行による事業につきましては、諮問機関として審議会の設置が義務付けられております。審議会は、任務が終了の場合に廃止されますので、この任務が終了という場合につきましては、一般的に換地処分公告のあった日と言われております。カッコ書きで根拠法令を載せておりますけれども、こちらにつきましては、皆様お持ちの緑色の冊子、区画整理法逐条解釈、また資料5で施行規程を配布しておりますので参考にご覧いただければと思います。

続きまして(2)目的及び性格になりますけれども、審議会は、「換地計画」「仮換地の指定」など法律に定める重要な事項につきまして、施行者から提出されました諮問に対して、審議し、答申する機関となっております。そのため、審議会委員からは発議することは基本的にできないこととなっております。

続きまして(3)組織及び委員定数。委員定数につきましては、施行規程により10名と定められており、今回の審議会の委員選挙により当選された委員の方8名に、市長が選任した学識経験者の方2名により組織されます。

2番が権限(職務)になります。先程ご説明した法律に定める事項につきましては、「同意を必要とする事項」また「意見を必要とする事項」がございます。まず「同意を必要とする事項」でございますけれども、こちらは(5)までありまして、まず評価員を選任しようとする場合、こちらにつきましては第6回の審議会で同意を得て評価員を3人選任しております。

2番目としましては、換地計画において特別の定めをする場合で、こちらは第12回の審議会におきまして、換地について特別な考慮をする宅地について、同意を得ております。

3番目は保留地を決定する場合で、こちらは第21回審議会で同意を得ております。4番5番につきましては、宅地地積や借地地積の適正な地積を定める場合で、過小宅地について増し換地や換地の不交付を行う際の同意事項でございますが、駅北口地区では該当はございませんので、諮問はしておりません。

続きまして、「意見を必要とする事項」でございますが、1番から3番は換地計画に関する事項でありまして、工事が概ね完了した時期に換地計画を作成しますので、その時点で審議会に諮問となります。

(4)は仮換地指定になります。仮換地指定につきましては、昨年8月、第21回審議会で承認をいただいております。

以上が審議会の権限になりますが、今後、この法律に定めるもので審議会に諮問す

る事項としては、地区内全ての工事が完了した時点で作成する換地計画が主なものとなります。それまでには、今までに諮問しました評価員、また保留地について変更が生じたとき、また仮換地指定で軽微な変更以外で変更が生じる必要がある場合には、審議会に諮問することになります。

続きまして3番、委員についてになります。こちらは任期、委員の身分、委員の報酬等についてご説明をいたします。

1番の任期につきましては、5年になりますので、第2期の委員の皆様は平成31年10月25日までとなります。また、任期中に土地の売買などの所有権移転や借地権の契約が解除されるなど土地や借地権の権利を有しなくなった場合には、審議会委員の地位は失われることとなります。

次に委員の身分についてですが、委員の皆様につきましては、特別職の地方公務員となりますが、一般職とは異なりまして、他の職務との兼務も認められており、地方公務員法上の「秘密を守る義務」の規定は適用されません。ただし、個人のプライバシーに係る事項につきましては、「守秘義務」が適用されることとなります。こちらは、個人の基本的人権を尊重しまして、個人の利益の保護などを目的に設置されております「和光市個人情報保護条例」に、「実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。」と規定しておりまして、審議会委員も「守秘義務」の適用がされることとなりますので、よろしく願いいたします。

最後に委員の報酬等につきましては、審議会開催ごとに出席された委員の方へ日額報酬をお支払いいたします。会長が5千円となりまして、会長以外は4千円となります。以上で資料2 審議会の役割について説明を終わります。

続きまして、資料3 審議会議事運営規則についてご説明をいたします。この規則につきましては、審議会の議事運営に関する事項を定めたものでございます。お時間に限りがございますので、要点を絞らせてご説明をいたします。

まず第2条、こちらは会長及び会長代理についてですが、この後、会長と会長代理を互選により決定をいたします。会長につきましては、審議会を代表して、議事その他の会務を総理することといたします。

第5条、委員の議席につきましては、現在仮議席になっておりますので、この後抽選によりまして、議席を決定いたします。

第6条、会議の公開に関する事で、会議は原則として公開といたします。ただし、個人情報を含む議題などにつきましては、審議会の議決により、非公開とすることができます。

第9条、第10条は採決の内容となります。採決する場合には、会長がその旨を宣言いたしまして、原則として挙手により行うものといたします。

続きまして、第12条、議事録の作成についてになります。審議会の会議につきましては、議事録を作成いたしますので、こちら第12条の2項(1)から(6)にありますような事項について記載するような形になります。議事録につきましては、会長と会長の指名する委員2名が署名押印することとなっております。審議会の会議で指名された委員の方につきましては、作成した議事録をお持ちいたしますので、内容のほうを確認のうえ、署名押印をお願いいたします。公開された議事録につきましては、閲覧に供することができるとしており、議事録は駅北口事務所、また本庁舎1階の行政資料コーナー、図書館に備え付けております。また、市のホームページにおきましても議事録を閲覧することができます。

最後に第13条です。13条は委員の辞任についてになります。委員は、辞任しようとする場合には、審議会の承認を得なければならないこととなっております。

以上が資料3の説明になりますけれど、一点、第12条の議事録についてお願いがございます。

第1回の審議会におきまして、委員の方から発言者の実名について、実名は出さない方がよいということで、議事録の発言者のところは、A委員、B委員というような記載方法にしておりましたが、市の審議会等の会議録におきましては、発言者の氏名は、会議を公開とした場合、原則公表することとしておりますので、今後は実名を記載して公開していきたいと思っておりますので、ご理解の程よろしくをお願いいたします。以上で資料3の説明を終わります。

最後に資料4、審議会傍聴要領についてご説明をいたします。こちらの要領につきましても、要点のみに絞ってご説明をいたします。

まず第2、傍聴手続になりますけれども、傍聴につきましては、会議の開会時刻30分前から受付を行います。傍聴者には、傍聴申出書に必要事項を記入して頂いて、傍聴証の交付を行います。定員は、10名となっております。ただし、会長が認める場合には定員を変更することができることとします。これまでも座席が確保できるようであれば、定員を変更して傍聴を認めております。それ以上傍聴希望者がいれば、抽選により傍聴者を決定し、傍聴証を交付いたします。

第5、傍聴することができない者。こちらは会議の妨害となる器物等を携帯している者、酒気を帯びている者、その他、会議を妨害し、又は他の者に迷惑を及ぼす恐れがある者は傍聴できないこととします。

第6、第7は、遵守事項、また会長の指示となります。こちらは、傍聴の方へ、会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明すること。飲食又は喫煙すること。携帯電話の使用並びに録音、撮影等を行うこと。その他、会議の妨害となるような行為をすることをしないことと、すべて会長の指示に従うことについてお願

いをしております。

最後に退場についてになります。会長が非公開であることを宣告したとき、また傍聴者が遵守事項に違反したときに、会長が退場を命じた場合、傍聴者は退場しなければならないことといたします。

以上で、資料2から資料4までの説明を終わります。

司会(榎本)

以上説明がありましたか、ご質問等ございますでしょうか。ないようですので、次に進みます。

それでは、議事に入ります。この会議は、土地区画整理法第62条第3項の規定によりまして、委員の半数以上の出席をもって会議は成立することとなっております。本日の出席委員は10名でございます。よって、本日の会議が成立していることを宣言いたします。なお、発言する際には挙手をし、指名を受けましたら氏名を告げてから発言をお願いしたいと思います。また、本審議会においては、議事録を作成することから録音を行いますことをご理解お願い申し上げます。

続きまして、会長を選任するまでの間、議事の進行役として座長を指名させていただきたいと思っております。座長につきましては、事務局側の建設部長が座長として進行してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

司会(榎本)

ありがとうございます。異議なしの声を頂きましたので、座長は建設部長を指名させていただきます。建設部長、よろしく願いいたします。

座長(田中部長)

それでは会長が選出されるまでの間、暫時、座長を務めさせていただきたいと存じます。どうぞ、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

議案第1号の会長及び会長代理の選出は、本審議会議事運営規則第2条第2項の規定に基づき、「委員の互選により定める」となっております。会長及び会長代理の選出方法については、指名推薦の方法、立候補による選挙の方法等がございます。ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

はい。齊藤委員。

齊藤委員

指名推薦の方法を提案します。

座長(田中部長)

指名推薦とのご意見がありました。

はい。井口委員。

井口委員

先程、ご説明がありました様にキャリアとか行政経験。こういう観点から、金子さんをお願いしたい。推薦です。

座長(田中部長)

今、井口委員からもご発言ございましたが、選出の方法については、お二人、両委員とも推薦という、ご意見でよろしいでしょうか。他にご意見ございますでしょうか。

特になければ、推薦ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

座長(田中部長) それでは、委員の皆さまにお諮りします。それでは、方法については会長、会長代理共に、指名推薦の方法によるということで、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

座長(田中部長) それでは、選出の方法については、指名推薦といたします。宜しく願いいたします。それでは、指名についてご意見のある方お願いいたします。

はい、井口委員。

井口委員 指名推薦ですよね。

座長(田中部長) はい。

井口委員 先程と重複するんですけど、今までの実績、行政の経験。諸々の観点から前からやってらっしゃいます、金子さんを推薦いたします。

座長(田中部長) 会長にということによろしいでしょうか。

井口委員 はい。会長に。

座長(田中部長) ただいま井口委員から、会長に金子委員をということでご推薦がございました。他にご意見ございますでしょうか。

富岡委員 はい。

座長(田中部長) 富岡委員。

富岡委員 私は会長に、小島さんを推薦します。

座長(田中部長) 他にご意見ございますでしょうか。そうしますと、会長に、金子委員及び小島委員ということで意見が出ましたので、いかがいたしましょうか。先程運営規則のほうで申し上げましたけれども、基本的には、挙手で採決をとというのが原則になる訳ですが、会長の選出方法についてはどのような形で行いましょうか。挙手ということによろしいでしょうか。

小島委員 ちょっと、よろしいですか。すみません。

座長(田中部長) はい、小島委員。

小島委員 ちょっと、意見を言わせてもらえれば、今まで金子委員は会長をやっておられました。それで、特にですね、それまでの間で議事進行等の運営方法等、すべてにおいて、完璧に近い形で運営をされた訳でございます。ですから、私も井口委員と同じように金子会長でまたお願いをするのがよろしいのではないかとということだけちょっと一言、お話をさせていただきたいと思いました。

座長(田中部長) はい、ありがとうございました。

それでは、今、小島委員からご発言もございました。今のご意見、皆様のご意見を踏まえて、それでは、挙手によって会長をということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

座長(田中部長) では、金子委員を会長にというご推薦の意見がでました。これに賛成の方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

挙手、多数でございます。

それでは、金子委員を会長とすることに、決することにいたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

座長(田中部長) 金子委員、宜しくをお願いいたします。

それでは、ここで会長が決定しましたので、議事進行は会長にお任せします。宜しくお願いいたします。ありがとうございました。

司会(榎本) はい、それでは会長が今決まりましたので、暫時休憩をさせていただきます。

【 休憩 】

司会(榎本) では、再開します。会長宜しくお願いいたします。

金子会長 ただいま、会長にご推薦を頂きまして、誠にありがとうございます。前回に引き続きまして、大変重責を担うことになりました。皆様のご協力を頂きながら、この役割を果たして参りたいと思いますので、皆様のご協力宜しくお願いします。

それでは会議を再開いたします。

会長代理の決定について行いたいと思います。会長代理は和光都市計画事業和光市駅北口土地地区画整理審議会議事運営規則第2条第2項の規定に基づき、委員の内から互選で定めることになっております。会長代理の決定の方法について先程、推薦ということで決まりましたので、推薦者につきましてどなたかご意見ございましたらお願いいたします。

井口委員 はい。

金子会長 井口委員どうぞ。

井口委員 先程の金子会長さんと同じように行政経験が豊かでございます小島さんを推薦いたします。

金子会長 はい。ただいま、小島委員さんということでございます。他に何かございますでしょうか。よろしいございますか。それでは、挙手で決めさせていただきたいと思いません。では、会長代理につきましては、小島委員さんを会長代理ということで、賛成の方は挙手をお願いします。

全員、賛成でございますので、小島委員を会長代理ということで決定をしたいと思いません。それでは、会長代理の小島さんから一言ご挨拶をお願いいたします。

小島委員 ただいま、皆様からご推薦いただきましたので、一生懸命、会長を補佐して頑張っ

て参りたいと思います。宜しくどうぞお願いいたします。

金子会長

ありがとうございました。宜しくお願いいたします。

次に議席について決定を行いたいと思います。和光市駅北口土地区画整理審議会議事運営規則第5条の規定により抽選により議席を決定したいと思います。抽選の順につきましても、現在ご着席の仮議席の順序に基づきまして、お願いしたいと思います。宜しくお願いいたします。それでは事務局、抽選の方法を説明願います。

事務局（永野）

はい。事務局より、議席抽選の方法をご説明いたします。

抽選は、こちらの選挙に使用する抽選棒により行います。

抽選棒には1から10までの数字が記載されております。

1番委員の方から順次引いていただきます。その出てきた番号が、今後使用される議席番号となりますので宜しくお願いいたします。

それでは始めさせていただきます。

【 議席抽選 】

金子会長

それでは抽選の結果、議席番号が決定しましたので、事務局の方から発表をお願いします。

事務局（永野）

はい。それでは、ただいまの議席の抽選につきまして発表させていただきます。

議席番号1番は 石田委員

議席番号2番は 永戸委員

議席番号3番は 井口委員

議席番号4番は 富岡委員

議席番号5番は 大橋委員

議席番号6番は 金子委員

議席番号7番は 柳下委員

議席番号8番は 齊藤委員

議席番号9番は 本橋委員

議席番号10番は 小島委員

以上でございます。

金子会長

なお、和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会議事運営規則第12条第3項の規定により、審議会ごとに会長の他2名の委員が議事録に署名押印することとなっております。また、この2名につきましても会長が指名することと規定されております。本日の署名委員は

議席番号1番の 石田委員さん。

議席番号2番の 永戸委員さん。

よろしく申し上げます。

以上を持ちまして、本日の議事、すべてを終了いたしました。大変ありがとうございます
いました。

事務局（榎本） では、少しよろしいでしょうか。これからの審議会ということで、平成26年度の
年明けになりますけれども、平成27年1月に工事の進捗状況等の説明がございます
ので、審議会を開催させていただきたい。諮問事項等については随時、皆様方に調整
をさせて頂いて、審議会を開催させていただくというようなことをご理解をお願いい
たします。以上でございます。

金子会長 これを持ちまして閉会としたいと思います。皆さま大変ご苦労様でした。

以上